参考資料4

令和８年４月２日

大学入学者選抜協議会座長　殿

全国高等学校長協会
会長　内田隆志

令和９年度大学入学者選抜実施要項に関する意見書

令和８年３月30日に開催された大学入学者選抜協議会において事務局より提示された「令和９年度大学入学者選抜実施要項に関する主な検討事項」について本協会としての意見を以下に述べる。

１.「総合型選抜及び学校推薦型選抜が早期に出願可能な趣旨を明記し、総合型選抜では入学希望理由書等の志願者本人の記載する資料、学校推薦型選抜では高等学校長の記入する推薦書の評価を必須とする。」ことについて異論はない。但し推薦書については書式を統一するなどの高等学校に対する負担軽減への配慮をお願いしたい。

２.「志望する学問分野に対する意欲や適性等にかかる面接（ディベート、集団討論、プレゼンテーション、口頭試問等を含む）による評価を必須とすること。」について異論はない。また面接をオンラインで行うことについては、公平・公正な選抜が実施され、不正行為防止についても適切な手立てを講じられることを要望する。

附属高校からの推薦など「本来趣旨に則り丁寧なマッチングが図られていると考えられる選抜を面接必須の例外とする。」ことについても異論はないが、あくまでも例外的措置であり正当な事由なく拡大することのないようにしていただきたい。

また、「経過措置として令和８年度選抜において既に実施されていた選抜区分であって、令和９年度選抜から面接を導入することが難しいものについては、令和11年度選抜までに面接を導入する。」ことについても異論はないが、受験を考えている高校生への配慮のため導入時期をできるだけ早く公表していただきたい。

３.「教科・科目に係る個別テストに関しては、面接などの他の評価方法との間でバランスの取れた配分で判定する。」ことについて異論はない。但し予め各評価方法の割合を公表することと併せて、「バランスの取れた配分」について例えば個別テストの割合を評価全体の半分までとするなどの目安を示すことも必要ではないか。

4．「いずれの選抜においても高等学校における言語能力及び数理的思考力の育成に十分配慮する。」ことについて異論はない。

5．「要項に即した入学者選抜が行われるよう、課題のある大学に対して何らかの措置を講じることについて今後検討していく。」ことについて異論はない。

今回このような対応策が検討されるに至ったのは、課題にも記されているように「一部の大学の総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、もっぱら学力検査の成績によって合否を決定しており、総合型選抜及び学校推薦型選抜の趣旨を踏まえた時間をかけた丁寧な選抜とはなっておらず、実質的な一般選抜の前倒しとなっている。」からである。今回の一部大学による行為は長年にわたって築いてきた本要項制定における大学側と高等学校側の信頼関係を大きく損ねるものであり決して容認できない。

課題のある大学に対して何らかの措置を取ることに対して慎重な意見があることは承知しているが、今回の状況を見ても望ましい高大接続の実現のために今後大学入学者選抜が実施要項に基づき円滑に実施するためには必要なことであると考える。